

船舶事故調査報告書

平成26年5月8日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 庄 司 邦 昭

委員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員負傷
発生日時	平成25年10月12日 06時30分ごろ
発生場所	三重県 ^{かみざき} 神前湾 三重県南伊勢町所在の ^{なやうら} 奈屋浦中ノ島灯台から真方位198°1,350m付近 (概位 北緯34°15.2′ 東経136°31.8′)
事故調査の経過	平成25年11月5日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第二 ^{ちやうえい} 長栄丸、9.1トン ME2-5701、有限会社丸久水産 14.50m (Lr) × 3.80m × 1.38m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数110、平成12年11月29日
乗組員等に関する情報	船長 男性 74歳 一級小型船舶操船士・特殊小型船舶操船士・特定 免許登録日 昭和50年4月25日 免許証交付日 平成20年11月17日 (平成26年6月5日まで有効)
死傷者等	軽傷 1人（船長）
損傷	作業用油圧クレーンが倒壊
事故の経過	本船は、船長及び乗組員Aほか1人が乗り組み、神前湾のまぐろ養殖場に停船し、まき網運搬船と共に平成25年10月12日06時00分ごろから網揚げ作業を開始した。 乗組員Aは、船首部暴露甲板に据えられている作業用油圧クレーン（以下「本件クレーン」という。）の操作を行い、ブームを左舷船首方へ向け、水平にして最大に伸ばし、養殖いけすを固定している綱をつり揚げ後、左舷中央部 ^{とうじ} 投餌機付近に立って網揚げ作業の様子を見ていた。 船長は、本件クレーンの左舷正横の暴露甲板でクレーンポストに背を向け、座って網揚げ作業の様子を見ていたところ、本船がまき網運搬船と接触した際、本件クレーンの上部旋回体が、クレーンポストの連結部から分離して船首方に倒壊し、更に左舷側に少し傾いた。

	<p>船長は、06時30分ごろ、倒壊して傾いた上部旋回体が背中に当たり、前方に倒れて顔面が船体に当たって意識がもうろうとなった。</p> <p>乗組員は、携帯電話で直ちに救急車の手配をした。</p> <p>本船は、南伊勢町奈屋浦港に帰った。</p> <p>船長は、救急車で病院に搬送され、背部及び顔面の打撲と診断された。</p> <p>乗組員は、上部旋回体の分離した箇所を確認したところ、クレーンポストと上部旋回体を連結しているボルト（以下「連結ボルト」という。）の破断を発見した。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 1、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期</p>
その他の事項	<p>本船は、主としてまぐろの給餌船^{きゅうじ}として使用されている船舶であり、上甲板上に船首から船体中心線上に本件クレーン、投餌機、操舵室があり、上甲板下の船体中央付近に給餌用の魚倉を配置していた。</p> <p>本件クレーンは、本船の建造時に据え付けられたものであるが、車両積載型のクレーンを転用したものであった。</p> <p>本件クレーンは、連結ボルトの緩みなどのある状態で使用したり、過大な負荷になったりすれば、連結ボルトが破断し、クレーンポストと上部旋回体が分離して倒壊する虞があった。</p> <p>本件クレーン製造者のインターネットのホームページには「クレーン各部のネジ・ボルトによる接合箇所を定期的に点検し、必要に応じて増締めを行って下さい。部位によっては、クレーンの倒壊などの事故を引き起こすこともあり、大変危険です。」と記載されていた。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	なし あり なし <p>本船は、神前湾のまぐろ養殖場で停船中、本件クレーンで養殖いけすを固定している綱をつり揚げていたところ、本船がまき網運搬船と接触した際、上部旋回体が、船首方に倒壊し、更に左舷側に傾いたことから、クレーンポストに背を向けて座っていた船長の背中に当たり、船長が、前方に倒れて顔面が船体に当たって負傷したものと考えられる。</p> <p>本件クレーンは、本船がまき網運搬船と接触した際、綱のつり揚げ負荷が増したことから、本件ボルトが破断し、上部旋回体が倒壊した可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が神前湾のまぐろ養殖場で停船中、本件クレーンで養殖いけすを固定している綱をつり揚げていたところ、本船がまき網運搬船と接触した際、上部旋回体が、船首方に倒壊し、更に左舷側に傾いたため、クレーンポストに背を向けて座っていた船長の背中に当</p>

	たり、船長が前方に倒れて顔面が船体に当たったことにより発生した ものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考 えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 操縦者以外の者は、クレーン作業中にクレーンの付近に立ち入ら ないこと。・ クレーン各部のネジ及びボルトによる接合箇所は、定期的に点検 し、必要に応じて増締めすること。